

平成 26 年 1 月 31 日

「日本版スチュワードシップ・コードに
関する有識者検討会」事務局
(金融庁総務企画局内) 御中

一般社団法人 信 託 協 会

**「責任ある機関投資家」の諸原則(案)《日本版スチュワードシップ・コード》
～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」に関する意見について**

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

意見	
1	「資産運用者としての機関投資家」に委託運用を行っている場合における「資産保有者としての機関投資家」のスチュワードシップ責任については、例えば、委託先の「資産運用者としての機関投資家」のスチュワードシップ責任を果たすための方針と活動状況を把握し、必要に応じて委託先に働きかけを行う、という責任の果たし方もあるという理解でよいか。
2	本コードは、法的拘束力を有する規範ではなく、また、これを受け入れるかどうか、受け入れるとしてどのように原則を実施するかは、機関投資家の自主的な判断によるものであることから、機関投資家が公表した各原則への方針等について、当局から検査指摘や監督上の指導等を受けることがないことを確認させていただきたい。

以 上